

指定管理者選定のための審査基準

選定区分	審査項目	評価の視点	配点	参考平均
住民の平等な利用の確保	①住民が平等に利用できる方策	利用者(個人・団体)が偏る計画になっていないか。不当に利用を制限するものになっていないか。	10	7.86
	②利用者満足度の把握、苦情・要望に対応する考え方	利用者の意見を十分に反映できる考え方があるか。モニタリングの計画があるかどうか。		
経費率の節減を図るための事業計画	③施設運営の方針、基本的な考え方	基本的方針のなかで、経費節減の考え方があるかどうか。	25	17.00
	④業務の効率的運営と経費削減に対する考え方	効率的運営についての計画は的確か。		
	⑤施設運営の効率化について具体的かつ効果的な方策	経費削減に対する具体的計画があるか。その計画は効果的と考えられるかどうか。		
安定したサービスの提供 ・人的能力	⑥サービスを確保できる適切な人員配置・勤務体制	運営に必要な人数は配置されているか。勤務体制に無理はないか。	20	13.57
	⑦経験者の確保や職員の教育研修体制及び地域雇用の計画	経験のある専門職員が確保されているか。職員の研修は保障されているか。地域雇用の計画はあるか。		
	⑧安定した財務体質・経営基盤	財務状況は健全か。安定して4年間管理運営できる基盤をもっているか。		
施設の効用を最大限に発揮する事業計画 と類似施設における実績、専門性	⑨利用者に対するサービス向上、利用者増進への計画	サービス計画は適切か。サービス向上を期待できるか。	35	25.86
	⑩施設の維持管理に対する方針・計画	清掃・衛生管理など日常的な維持管理体制について十分な計画がされているか。		
	⑪特色ある自主事業実施計画	地域の特性を生かした独自の自主事業計画をもっているか。		
	⑫類似施設におけるこれまでの実績と専門性	これまで福祉施設などの管理運営の実績や専門性をもっているか。		
	⑬地域内での連携・他施設との連携計画	市内や近隣の施設との連携について、優れた提案がされているか。		
安全管理への十分な配慮	⑭緊急時対応マニュアル整備と体制	緊急時に迅速な対応ができる組織体制になっているか。	10	7.43
	⑮個人情報保護、情報公開に対するマニュアルの整備と措置	個人情報の保護について、十分な配慮がされているか。		
総合評価			100	71.71